

■ 請願(陳情)の提出方法、注意点など

◎必ず市役所7階の**議会事務局**まで持参してください。郵便等による送付での受付はしません。

◎請願(陳情)書の受付は随時行っています。定例会ごとの提出しめきりは、「[今後の日程](#)」でご覧いただけます。

◎請願は原則として各委員会で審査されるため、内容が複数の委員会の所管にわたる場合には、各委員会の所管ごとに分けて提出してください。

◎個人のプライバシーにふれるなど議会の審議にそぐわないものは、審議しない場合もあります。

問合せ:議会事務局 042-346-9566